

全庁 OA ネットワーク無線化機器賃貸借
提案競技 募集要項

令和 5 年 10 月

福岡市交通局営業部 マーケティング推進室

目次

1. 事業概要	- 1 -
2. 参加資格	- 2 -
3. スケジュール	- 3 -
4. 参加申込	- 4 -
5. 質問及び回答	- 5 -
6. 提案書等作成要領	- 6 -
7. 提案書等の提出	- 7 -
8. 最優秀提案者の決定等	- 8 -
9. 契約	- 9 -
10. その他留意事項	- 10 -
11. 問い合わせ先、提出先	- 11 -

<別紙>

別紙 1 提案仕様書(全庁 OA ネットワーク無線化機器賃貸借)

1. 事業概要

1.1 目的

本要綱は、「全庁 OA ネットワーク無線化機器賃貸借」契約の相手方となる事業者の選定にあたり、提案競技の実施方法等、必要な事項を定める。

1.2 調達概要

- (1) 公示開始日 令和 5 年 10 月 25 日(水)
- (2) 調達方式 提案競技方式とし、最優秀提案者を選定する。

1.3 提案上限額

月額 669,000 円(消費税及び地方消費税の額を含まない)

※ 提案価格の合計額が、提案上限額を超える場合は失格となります。

1.4 賃貸借期間

令和 6 年 3 月 1 日～令和 11 年 2 月 28 日まで

1.5 賃貸借契約について

上記の賃貸借契約の中には、全庁 OA ネットワーク(LGWAN 系)無線化に合わせて必要となるハードウェア、ミドルウェア、OS、ソフトウェア等の購入費用、ライセンス費用、利用料、保守費用など、賃貸借契約期間中にシステムを稼働させるために必要な費用を全て含めること。

また、システム構築、工事、設置、インストール及び設定などの初期費用についても、上記の賃貸借契約に含むものとする。

提案者は、賃貸借契約において、実際に調達可能な価格を提案者の責任において提案すること。また、システム構築等の相手方については、提案者以外の事業者を指名することが可能である。ただし、次項の参加資格に留意すること。

2. 参加資格

参加者は、以下の条件を全て満たすこと。参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:物品)」の申請区分業種「OA機械器具」、取扱「リース」又は「販・リ」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案競技の公示日又は最優秀提案者決定の日が含まれていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 共同提案の場合は、各共同提案者が上記を全て満たし、本提案への単独または他提案者との共同提案を行っていないこと。ただし、参加者と連名で提案するシステム構築事業者がある場合、そのシステム構築事業者は、(1)の種別を「委託」、申請区分業種を「情報処理」と読み替え、それ以降は同様であること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は福岡市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3. スケジュール

募集開始	令和5年10月25日(水)
参加申込書 提出期限	令和5年11月1日(水)14時まで
質問受付(一次) 提出期限	令和5年11月1日(水)14時まで
質問回答(一次) 送付	令和5年11月6日(月)までに送付(予定)
質問受付(最終) 提出期限	令和5年11月9日(木)14時まで
質問回答(最終) 送付	令和5年11月14日(火)までに送付(予定)
提案書 提出期限	令和5年11月22日(水)14時まで
最優秀提案者 決定	令和5年11月29日(水)頃(予定)

4. 参加申込

本提案競技へ参加を希望する場合は、「2.参加資格」を確認し、以下の通り「提案競技参加申込書(様式1)」を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和5年11月1日(水)14時 必着

(2) 提出先

「11 問合せ先・提出先」を参照。

(3) 提出書類

参加者は、次の書類を提出すること。

① 提案競技参加申込書(様式1)

② 会社概要(パンフレットなど)

(4) 提出方法

「直接持ち込み」、「郵送」、「電子メール」のいずれかによること。

※ 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日10時から12時、13時から17時とする。

※ 「郵送」による場合は、特定記録または簡易書留とし、提出期限までに必着のこと。

※ 「電子メール」による場合は、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

(5) 提出後の資料提供

提案競技参加申込書の提出があり、参加資格を有すると確認がとれた参加者には、提案仕様書等を電子データにて提供する。

(6) 提案競技参加申込辞退届の提出

提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和5年11月22日(水)14時までに「提案競技参加申込辞退届(様式2)」を提出すること。

(7) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申込書(様式1)」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書を提出すること。

5. 質問及び回答

(1) 質問の方法

本調達及び仕様書に対し質問がある場合は、次の方法により行うこと。

① 受付期限

一次受付 令和5年11月1日(水)14時まで

最終受付 令和5年11月9日(木)14時まで

② 質問方法

「提案競技質問書」(様式2)に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出する。

③ 宛先

「11 問合せ先・提出先」を参照。

④ メール件名

「【全庁OANW無線化】提案に関する質問(事業者名)」

(2) 回答

① 一次最終回答日

令和5年11月6日(月)まで(予定)

② 最終回答日

令和5年11月14日(火)まで(予定)

③ 回答方法

「提案競技参加申込書」(様式1)を送付した連絡先に、電子メールで通知する。

④ その他

(ア) 同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。

(イ) 質問者の名称等については、公表しない。

(ウ) 評価に関する質問については、回答しない。

(エ) 質疑応答事項は、必要に応じて提案仕様書の追記事項として取り扱う。

6. 提案書等作成要領

(1) 提案書全般

- ① 提案書は、一社につき一点の提出とすること。
- ② 提案書は、表紙、目次、本編、補足資料で構成し、A4横書き両面で作成すること。なお、図面等補足資料でA3片面折込みも可能とするが、A3用紙1ページあたり2ページ分として換算する。各ページにはページ番号を記載し、20ページ以下とすること。
- ③ フォントサイズは12ポイント以上とすること。図表、図面等のフォントサイズは問わないが、見やすさに留意すること。

(2) 表紙

- ① 正本の表紙及び綴じこむ紙ファイル表紙には、あて名「(あて先)福岡市交通事業管理者」、標題「全庁OAネットワーク無線化に係る提案書」、提出年月日、提案者名(企業名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載し、押印すること。また「見積書」(様式4)を添付すること。2穴を開けて紙ファイルに綴じ込んで提出すること。
- ② 副本表紙及び綴じこむ紙ファイル表紙には、標題「全庁OAネットワーク無線化に係る提案書」、後日福岡市交通局より示す提案者記号、提出年月日のみを記載し、2穴を開けて紙ファイルに綴じ込んで提出すること。提案者名、担当窓口は記載しない。なお、副本に対しやむを得ず提案者名(企業名)がわかるような記載をした場合には、黒塗しわからないようにすること。

(3) 目次

提案者は、章、節等について、目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。

(4) 本編

本編は、「提案仕様書」の記載内容を踏まえ、以下の点に留意し作成すること。

- ① 提案書は情報システムの専門家以外の者にも理解できるよう、日本語で十分にわかり易い記述とすること。なお、必要に応じて、用語解説などを記載すること。
- ② 提案仕様書の各項目について、漏れなく記載すること。
- ③ 本契約で、実現できる内容を記載すること。
- ④ 提案書の記述内容に不整合等があった場合には、福岡市交通局に有利と思われる記述内容を正とみなす。
- ⑤ 記述事項の順序は、提案仕様書の順序と同一にし、変更を行わないこと。
- ⑥ 「提案仕様書」の内容は、原則実現必須要件であるため、十分留意すること。
- ⑦ 提案書には、提案者名(企業名)がわかるような記載は一切しないこと。やむを得ず記載した場合には、副本に対しては、黒塗し、わからないようにすること。

(5) 補足資料

- ① 業務執行体制として、スキルや実績等を記載した資料を作成すること。様式は問わない。
- ② 全体のスケジュール観を記載した資料を作成すること。様式は問わない。ただし、全庁OAネットワーク無線化は、令和6年3月以降一部開始し、その後随時令和6年12月までに、随時実現していくものとしているため、その実現箇所のスケジュール概略を示すものとする。
- ③ 必要に応じて、さらに補足資料を加えてもよいが、提案書のページ数以内とする。

(6) 見積書

- ① 見積書については、提案仕様書に掲げる条件に留意し、作成すること。
- ② 「見積書」(様式4)に、月額費用見積り(税抜き)を記入し、正本のみに入れ込むこと。

7. 提案書等の提出

提案書等を提出しようとする者は、以下に掲げる提出書類について、期限までに所定の場所へ提出すること。また、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

(1) 提出期限

令和5年11月22日(水)14時 必着

(2) 提出先

「11 問合せ先・提出先」を参照

(3) 提出方法

「直接持ち込み」、「郵送」のいずれかによること。

※ 「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日10時から12時、13時から17時とする。

※ 「郵送」による場合は、特定記録または簡易書留とし、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出書類

提案書一式について、以下の通りとする。

- ① 提出書類を書面で正本1部、副本10部、電子媒体としてCD-ROMもしくはDVD-ROMに格納し提出すること。
- ② 電子媒体に格納するデータのファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel 又はPDF 形式とし、検索機能を使うことができるようにしておくこと。(これに抛りがたい場合は、福岡市交通局まで申し出ること)。また、電子媒体を提出する際は、ディスクのレーベル面に提案者名を記載すること。
- ③ 提案書の提出後、内容の変更は原則認めない。

8. 最優秀提案者の決定等

提出された提案書等は、最も優秀な提案を選定する評価委員会(以下「委員会」という。)において評価を行う。

(1) 評価

提出された提案書等について、予め定められた評価項目、配点に従って評価を実施する。評価方法は、技術点(提案書)、価格点(見積額)の合計により、総合的に提案内容を評価する。評価基準は、以下の通りである。

内訳		分類	評価項目	配点
技術点	1	基本事項	目的や事業内容を十分に理解しているか	10
	2	調達仕様	職員が快適に無線LANを利用するための機器調達方針、機器構成が十分に示されているか 福岡市交通局における既存有線ネットワーク環境、無線環境等を考慮した無線LAN導入方針が示されているか	30
	3	導入	本事業の実施に十分な実績・体制・スケジュール・構築方法が示されているか。	30
	4	運用・保守	本事業の実施に十分な体制・実績・運用保守計画・運用保守方法が示されているか。	30
	5	セキュリティ	具体的なセキュリティ対策が十分に示されているか	10
	6	追加提案	追加提案	10
	技術点 計			
価格点			配点×(1-提案価格/提案上限額) ※ただし、小数点以下は第3位を切り捨てる。	30
合計				150

(2) 選定方式

評価は、書類審査後、令和5年11月下旬頃に予定する選定委員会において評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とする。

なお、技術点に関して全評価委員の平均点数が6割に達しない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とはならない。提案者が1者のみの場合は、技術点に関して全評価委員の平均点数が6割以上の評価を行った場合に、最優秀提案者候補とみなす。

最高得点者が複数のときは、その中で技術点が最も高い者を最優秀提案者とする。複数の最高得点者の技術点同士も価格点同士もまったく同じであるときは、委員長が決定する。

(3) 最終選定結果通知

選定結果は、委員会において決定後、「提案競技参加申込書」(様式1)に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

通知は、令和5年11月29日(水)頃を予定している。

ただし、結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと思われるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受注者として不適切と思われる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

9. 契約

- (1) 最優秀提案者を、契約交渉者とする。
- (2) 事業者との契約締結は、別紙の契約書(案)に則って行うものとする。
- (3) 提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書及び別添資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (4) 提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (5) 最優秀提案者が辞退、または契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかつた場合、福岡市交通局は他の提案者を契約交渉の相手方とすることができる。

10. その他留意事項

- (1) 提案競技に係る手続き及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件の契約の締結については、本件に係る予算の成立を条件とする。
- (3) 提案のための費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (5) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。
- (6) 審査結果の採点内容に関する質問には、一切回答しない。
- (7) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。また、本調達により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (9) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。
- (10) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (11) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。
- (12) 提案書提出後、本市から提案内容その他について照会をした場合は、速やかに文書で回答すること。
- (13) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (14) 本調達の全部を第三者に任せることは禁止する。
- (15) 本契約に際しては、受注者は賃貸借料を1年あたりの額に換算した額の100分の10以上を契約保証金として納付するか、福岡市交通局契約事務規程第24条第3項に規定する担保を提供すること。ただし、同規程第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

11. 問い合わせ先、提出先

住所 :〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目 5 番 31 号
あて先 :福岡市交通局営業部マーケティング推進室開発第 2 係
担当者 :片山、塩田、江藤
電話番号 :092-732-4202
メールアドレス :subway.system01@city.fukuoka.lg.jp
受付時間 :平日 10 時から 12 時、13 時から 16 時まで